

花卷市行政改革大綱

平成19年3月

花卷市行政改革推進本部

第1 行政改革の必要性

1 簡素で効率的・効果的な行政システムの確立

本市は、花巻地方の1市3町（花巻市、稗貫郡大迫町、石鳥谷町、和賀郡東和町）が合併し、平成18年1月1日に誕生しました。この合併は、行財政基盤を拡充強化し、住民サービスの維持・向上に努めることが必要であるという共通認識のもと実現したものです。

「合併は最大の行政改革」とも言われますが、合併の効果を最大限に活かしていくためには、新市においても簡素で効率的・効果的な行政システムの確立に取り組む必要があります、より一層行政改革を推進しなければなりません。

花巻市行政改革大綱は、行政システムの改革・改善を着実に推進するための指針として策定するものです。

2 地方行革を取り巻く状況

平成17年3月、総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（新地方行革指針）が示されました。この指針は、計画的な行政改革の推進と説明責任の確保を図るため、新たな行革大綱を策定するとともに、行革大綱に基づき具体的な取組みを集中的に実施するため、その取組みを市民にわかりやすく明示した計画（集中改革プラン）を策定し、公表することを全ての地方公共団体に求める内容となっています。

新地方行革指針の策定後、平成18年5月には、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（行革推進法）及び「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法）が成立・施行され、地方行革の新たな課題が明らかにされるとともに、行革の更なる推進のための新たな手法が制度化されました。

さらに、行革推進法及び公共サービス改革法を踏まえるとともに、平成18年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（骨太方針2006）を受けて、同年8月には、総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（地方行革新指針）が示されました。この指針は、新地方行革指針の追補版に位置づけられるもので、総人件費改革、公共サービス改革、地方公会計改革の3分野を対象に一層の行革努力を促す内容となっています。

第2 行政改革の進め方

1 行政改革大綱策定の基本的考え方

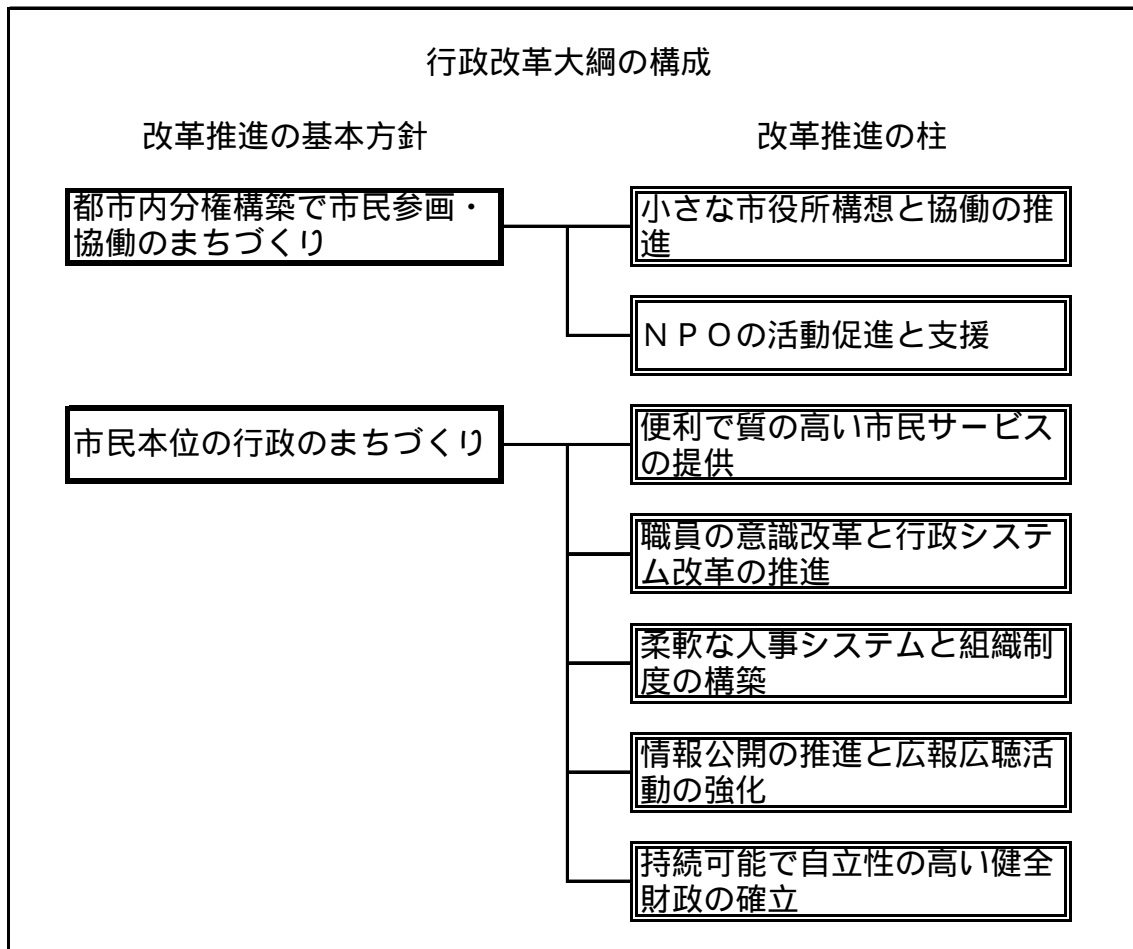
行政改革大綱は、花巻市総合計画と一体的に推進するものとし、総合計画との調整を図りながら策定します。

2 行政改革大綱の計画期間

行政改革大綱の計画期間は、新たな総合計画の期間と同じく、平成19年度から平成27年度までの9年間とします。

3 行政改革大綱の構成

行政改革大綱は、総合計画の政策体系に沿った構成とします。総合計画に掲げる6つの政策のうち、「都市内分権構築で市民参画・協働のまちづくり」と「市民本位の行政のまちづくり」の2つの政策を行政改革大綱における『改革推進の基本方針』に、2つの政策を支える7つの施策を『改革推進の柱』に位置づけます。



4 集中改革プラン

集中改革プランは、総合計画実施計画に掲げる事務事業の中から行政改革を着実に推進するための具体的な取組事項で構成します。

集中改革プランの計画期間は、総合計画実施計画と同じく3年間とし、経済社会情勢の動向等を勘案しながら総合計画実施計画と同様、毎年度見直しを行います。

集中改革プランは、市長マニフェストを実現するための取組みのほか、新地方行革指針に基づき、国が全ての地方公共団体に対して集中改革プランに掲げて取り組むことを要請している事項も網羅した計画とします。

新地方行革指針に基づき集中改革プランに掲げて取り組むべき事項
事務・事業の再編・整理、廃止・統合
民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）
定員管理の適正化
手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）
第三セクターの見直し
経費節減等の財政効果

5 行政改革の進行管理

行政改革大綱および集中改革プランの進行管理は、総合計画の進行管理と一体で行います。

行政改革を着実に推進するための組織として、庁内に市長を本部長、副市長を副本部長とする「花巻市行政改革推進本部」を設置し、進捗状況や成果等を把握したり、新たな取組事項について検討したりするなど適切な進行管理に努めます。

行政改革の進捗状況については、民間有識者20人で構成する「花巻市総合計画審議会」に報告して意見や提言をいただきながら、行政改革大綱及び集中改革プランの見直しに反映させてまいります。

6 行政改革実施状況の公表

行政改革の実施状況は、市の広報およびホームページに掲載して公表します。

第3 行政改革推進の基本方針

新市建設計画で定めた将来像を継承して設定した総合計画の将来都市像「早池峰の風薫る 安らぎと活力にみちた イーハトープはなまき」の実現に向けて、限られた人的資源や財源を有効かつ最大限に活用し、地方分権の時代に対応した簡素で効率的・効果的な行政システムの確立に取り組むために、次の2つの基本方針により行政改革を推進します。

都市内分権構築で市民参画・協働のまちづくり

市民のまちづくりに対する関心が高まる中、市民と行政がそれぞれの役割を理解しながら、市民がこれまで以上に力を発揮しやすい環境・仕組みを創造し、その支援に取り組んで参ります。

市民本位の行政のまちづくり

時代の変化を反映した行政需要や複雑・多様化する市民の要望に対し、柔軟に、しかも的確に対応するとともに、市民サービスを維持・向上していくためには、将来の世代に責任が持てる行財政基盤の確立が必要です。そのため、職員の意識改革を進め、行政評価システムの活用による、簡素で効率的な行財政運営の推進に取り組むとともに、市民が主体的にまちづくりに参加できる環境づくりを進めるための情報の提供や公開を積極的に推進します。

第4 行政改革推進の柱・方策

基本方針に基づく改革を実現するため、総合計画の施策を「改革推進の柱」に、基本事業を「改革推進の方策」に体系づけて取り組みます。

都市内分権構築で市民参画・協働のまちづくり

1 小さな市役所構想と協働の推進

市内の学区等を単位に「小さな市役所」としての振興センターを開設し、住民が自分の住む地域について考え、決定し、行動できる仕組みづくりやその支援に取り組み、地域主権の理念に基づいた市民協働のまちづくりを推進します。

(1) 市政への住民参画と協働の推進

地方分権一括法の施行により、自分たちのことについては自分たちで決定し、その責任も自分たちで負うというまちづくりが求められており、このようなまちづくりを行うための必要なルールや仕組みをつくるため、まちづくり基本条例を定め、市民との協働によって、活力ある地域社会を築いていきます。

(2) コミュニティ単位でのふれあいづくり

市民にとって身近な課題を解決するため、振興センター単位に設置されるコミュニティ会議に対し、人的支援や財政支援を行います。

また、市民のコミュニティ意識を高めるとともに、自主的なコミュニティ活動が展開できるよう自治会などの住民組織に対して活動支援を行うとともに、拠点となる施設の整備や既存施設の改修に係る経費について支援します。

(3) 身近な窓口サービスの充実

市民に身近な場所となる振興センターに職員を配置し、住民票や印鑑証明書の交付など窓口サービスを提供します。

2 NPOの活動促進と支援

より多くの市民が自発的にボランティアやNPO活動へ参加できるよう、各種団体との連携促進、自立発展のための支援に取り組みます。

(1) NPOへの活動支援

市民が主体的に自己実現を図り社会貢献活動に取り組めるよう、ボランティアやNPO活動などに支援を行うとともに、参加しやすい、活動しやすい環境づくりを推進します。また、平成19年4月よりNPO法人認証事務等について県から権限移譲を受け、より積極的に法人の育成に努めます。

市民本位の行政のまちづくり

1 便利で質の高い市民サービスの提供

窓口サービスの充実、電子自治体の推進に取り組み、市民サービスの向上を図ります。

(1) 快適な窓口対応の推進

窓口で快適に相談や手続きを行うことができるためには、職員の対応が重要な要素であり、接遇研修やフロアマネージャー制度の効率的運用を図りながら快適な窓口対応の充実を進めます。また、プライバシー保護の観点から、まわりを気にすることなく安心して相談できるスペースの確保やシステムの適正な管理と迅速な窓口事務の処理に努めます。

(2) 市民の多様なライフスタイルに合わせたサービスの提供

日中や平日に市役所を訪れることが困難な市民には、夕方や土日でも各種証明が取れる自動交付機の設置や土日開庁の実効性のある運用を図るとともに、市民カードの活用範囲の拡大を検討します。また、市税や各種使用料等の納付手段の拡大を図るため、コンビニエンスストアでの納付やクレジットカードの利用、電子納付ができるサービスの提供を検討します。

(3) ワンストップ・サービスの推進

用向きの方が分かりやすいことや1箇所ですべての用事が済ませられるなど、市役所を訪れる市民の負担を軽減しようとするものが総合窓口制です。導入に向けては窓口や職員の配置改善を図るなど、市民が利用しやすい市役所窓口の充実を進めます。

(4) 電子自治体の推進

インターネットのホームページを利用して、市民が自宅にいながら市役所の窓口での受け付け手続きが可能になるよう、ホームページの機能向上と窓口の充実を図り、市民が市役所を訪れる必要がある場合でも、訪れる回数、手続き時間の縮小が可能となるよう受け付け体制の整備を推進します。

2 職員の意識改革と行政システム改革の推進

住民満足度の向上を図るため、行政評価システムを導入し、成果主義による事務事業の見直しを行うとともに、民間で十分なサービスが提供できる業務については、積極的に民間委託を推進し、職員の意識改革と行政システムの改革を進めます。

(1) 職員の意識改革の推進

職員の能力向上と意識改革を推進するため、民間企業や友好都市等への派遣研修、階層別研修、職場研修等の各種職員研修を実施するなど、花巻市人材育成基本方針に基づく取り組みを進め、より高い能力や意欲を持った職員の育成に努めます。

(2) 総合計画を軸とする計画行政の推進

時代に即した行政システムの構築、効率的な行政運営を図るため、行政評価の手法を取り入れた総合計画の進行管理を行うとともに、事務事業の再編・整理や民間委託の推進、第三セクターの見直しなど行政改革を積極的に進めます。

(3) 公正な行政事務の執行

市が保有する個人情報の適正な管理や各種選挙の執行、定期監査、決算審査、会計処理、入札の執行、契約の締結、交際費の支出など行政事務の中でも、より高い公正性の確保が求められる事務の執行に当たっては、法令遵守に万全を期した事務処理を行い、市民の信頼と負託に応える市政運営の確立に努めます。

(4) 広域行政の推進

広域圏の市町村との連携による効率的・効果的な事務事業を実施するため、現在実施している広域業務を継続・充実するとともに、一部事務組合による共同処理へ移行するごみ処理業務のほか、消防事務の広域化についても県が策定する消防広域化推進計画の内容を踏まえて検討を進めます。

3 柔軟な人事システムと組織制度の構築

新規業務や多様な行政需要にスピーディかつ的確に対応するため、グループ制の本格的な導入を図るとともに、市長部局と教育委員会との新たな

機能分担について検討を進めます。

(1) 人事評価制度の導入と適正配置

意欲と能力のある職員を積極的に登用するため、適切な人事評価制度を導入し、適材適所の人事配置に努めます。

また、給与制度についても職務給を原則とし、年功序列にこだわらない、職員の能力が十分に発揮できるような人事管理に努めるとともに、公務員制度改革や人事院の給与勧告等を踏まえながら適正な給与制度の運用を図ります。

(2) 組織機構と定員の見直し

市民に分かりやすい組織づくりと、スピーディな事務処理に努めるため、組織機構の見直しを図り、効率的・効果的な行政サービスの充実に努めるとともに、定員適正化計画に基づき、行政サービスを提供するために必要な人員を確保しながら、職員の削減に取り組みます。

4 情報公開の推進と広報広聴活動の強化

積極的に市の情報を公開し、住民の市政への参画を促すとともに、市民懇談会の充実等により、直接、住民の意見を聴く機会の充実に努めます。

(1) 情報公開制度の充実

市民の知る権利を保障するため、行政文書の開示請求の受理、請求方法の相談等を行うとともに、「広報はなまき」や市ホームページ等を通じて情報公開制度の活用について周知に努めます。また、各種審議会については、積極的に市民へ開催を周知するとともに、会議の公開に努めます。

(2) 広報活動の充実

本市の施策や各種制度を分かりやすく市民に伝えるため、「広報はなまき」や「市勢要覧」の内容の充実を図り発行します。また、市のホームページや有線放送を通じて、タイムリーで分かりやすい市政情報を提供するとともに、コミュニティFM開局の支援に努めます。

(3) 広聴活動の充実

市民と協働のまちづくりを推進するためには、行政への市民の参画が重要です。このため、まちづくり市民懇談会や行政区ごとの地区懇談会の開催、「市長へのはがき」「市長へのメール」を通じて、市民の声を市政に反映させていきます。また、各種計画の策定に当たっては、パブリックコメントを行い市民の意見反映に努めます。

5 持続可能で自立性の高い健全財政の確立

事務事業の徹底的な見直しにより歳出の抑制を図り、小さくて効率的な行政の実現に取り組むとともに、適正な市債の発行に留意しながら、プライマリーバランス（基礎的財政収支）の均衡に努めます。

(1) 市税等の確保

市税を安定的に確保するために、納税意識の醸成、未申告者の解消および納期内納付の周知を図ります。税の公平負担の観点から、滞納者に対しては、滞納整理処分を強化していきます。

また、使用料・手数料その他の収入についても、収納率の向上に努めるなど自主財源の確保を図ります。

(2) 市有財産の適正な管理

普通財産については、公用または公共用の行政目的への転用を積極的に検討し活用に努めます。また、市の行政目的に使用することが予定されない普通財産については、将来の長期的展望に立って所有することの適、不適を判断して、交換、売り払いにより処分していきます。

(3) 中長期の計画的な財政運営

既存の事務事業や使用料・手数料および補助金・負担金の見直しを継続して行います。さらに、事業の選択に当たっては、合併特例期間の中長期財政計画を見据えた短期財政計画を毎年度見直し、事業効果や緊急性の観点から検討を加えます。

また、プライマリーバランスの均衡・黒字化を図り、地方交付税による財源措置のある地方債の選択導入や健全財政を将来世代へ繋ぐべく財政調整基金等の適正規模の金額を確保していきます。